

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成25年12月24日

秋田県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 柴 田 暹

平成25年度定期監査報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成25年12月24日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 柴田 暹

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 佐藤 文昭

1 監査の対象

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

2 監査した期日

平成25年11月27日(水)

3 監査の範囲

平成25年度における財務に関する事務の執行(平成25年9月30日現在)

4 監査の方法

平成25年度定期監査資料及び事務局の説明を基に、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

5 監査項目

予算の執行、収入事務、起債及び一時借入金、支出事務、契約事務及び財産管理事務

6 監査の結果

事務執行については概ね良好である。

豊岡会の未収金が収納され、一部負担金等の未納についても順調に収納していることは喜ばしい。

国保連の委託業務に関しては、委託料について次年度において適切に精算すること、そして、その根拠となる数字を明らかにしておくことが大切だと考えるので、検討をお願いしたい。